

## 第27回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

### テーマ 「家事調停の充実について」

#### 1 開催日時

平成26年7月2日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

#### 3 出席者等

##### (1) 委員

石井宏臣，佐藤智昭，多田摩由美，田中千鶴子，土井英昭，中川潤一，中川正隆，中島行博，西野和志，樋口裕晃，松田洋一，間宮政喜

（50音順・敬称略）

##### (2) 裁判所（説明者）

織田裕彦（家庭裁判所事務局長），堤隆介（首席家庭裁判所調査官），堀江優子（家庭裁判所首席書記官）

##### (3) 庶務

貴多佳輝（地方裁判所総務課長），小島巧（地方裁判所総務課課長補佐），安井達也（地方裁判所総務課庶務係長）

#### 4 議事概要

##### (1) 新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された佐藤智昭委員，西野和志委員，樋口裕晃委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

##### (2) 委員長の互選及び委員長代理の指名

委員会庶務から，中川正隆委員が委員長代理に指名されていることを報告し，中川正隆委員長代理が議事を進行した。

委員の互選により，樋口裕晃委員が委員長に選任され，樋口委員長が中川正

隆委員を委員長代理に指名した。

(3) 事務報告

前回合同開催された地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会で提案された裁判所の広報についての意見等のうち、今年度の広報計画に活用させていただいた点等について、庶務から報告した。

(4) 家事調停の概要等について

堀江首席書記官から「家事調停の概要」について説明した後、家事調停についてのDVDを視聴した。

加えて、堤首席家庭裁判所調査官から「家庭裁判所調査官の役割」について説明した。

(5) 調停室等の見学

調停室，待合室，児童室，面接室の見学を行った。

(6) 意見交換

説明を聞いた感想，調停室等を見学した感想も交えながら，家事調停の充実について意見交換した（発言要旨については別紙のとおり。）。

(7) 退任委員の紹介及び挨拶

平成26年10月31日をもって任期満了となる間宮政喜委員が委員長から紹介され，退任の挨拶をした。

(8) 次回開催日時及び議題

平成27年2月25日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所におけるワークライフバランスについて

（地方裁判所委員会と合同開催）

(別 紙)

## 発言要旨

### 1 家事調停について

説明者： 平成25年の釧路家裁本庁での調停事件の申立事件数は277件で、そのうちいわゆる離婚調停が111件でした。また、そのうち離婚が成立したのは約60パーセント、取下が約20パーセントです。

説明者： 調停委員は、おおよそ40歳から70歳までの方で、人生経験豊富な調停委員として相応しい方をお願いしています。

委員： 調停室は思っていたよりも広く感じましたが、椅子の様子を見て少し距離が近いと感じました。生々しいという感想です。

委員長： DVやストーカーが疑われるような事案では、申立人と相手方を同席させるかどうかについて慎重に検討しています。

説明者： 気の弱い人がお酒を飲んできたりすると、予想もしないことが起きるので注意が必要です。

委員： 児童室には立派な箱庭がありました。PTSDなどの心理判定を行うこともあるのでしょうか。

説明者： 家庭裁判所調査官（以下、単に「調査官」ともいう。）は医師ではないので、心理判定までは行いません。箱庭は、子どもたちがどのような心理状態にあるのかを探る等、調査のための一つのツールとして使用しています。

委員： DVDを拝見して、裁判官の調停への関与は、調停委員を通じて行うことが多いと感じました。調査官は、法律よりも心理学を駆使して活躍しているということでしたが、そこに意義があるように感じました。

ただし、そのような調査官の関与の仕方と比べると裁判官の関与が少ないように感じたので、これでいいのかなという印象があります。

説明者： 評議の場面を御覧になったため、裁判官の関与が間接的に感じられたということもあると思いますが、以前に比べると裁判官が関与する場面

は増えてきています。まず、調停の冒頭と最後には裁判官が立ち会いますし、難しいケースでは調停の途中でも裁判官が関与することが多くなっています。

委員： DVDでは親権の話がこじれていて、なかなかうまくいかないように思えたのですが、調査官としての御意見はいかがですか。

説明者： DVDでは最終的に母親が親権を持つということでまとまることになっていますが、現実にはうまくいかないこともあります。ただし、親権をあきらめなければならない側の不安材料が少しでも薄まれば前に進めるのではないかという思いはあります。

例えば、子どもの調査をしたときに、子どもは同居している親の味方になって別居している親の悪口を言うことがあります。でも、当然、子どもの中には別居している親を求める気持ちもあります。そのようなときに調査官が報告書で悪口のことだけ取り上げるのではなく、子どもの中には離れている親のことも心の中にあるということをきちんと表現できれば前に進むことができるのではないのでしょうか。

つまり、別居している親が、自分の存在が子どもの中にあるという手応えを感じることができると、少し安心できて、親権をあきらめなければならないとしても、前に進むことができるのではないのでしょうか。

委員長： 面会交流について、その条件によって折り合いがつくこともありますか。

説明者： よくあるのは、きちんと子どもと面会させてくれれば親権をあきらめてもいいとか、離婚してくれれば子どもに会わせてあげるといったものです。

ただし、これについては、今、面会をさせていない親が、離婚したからといって本当に面会をさせるのかという矛盾した問題点もあります。

裁判所側としては、今、子どもがどういう気持ちでいるのかをしっかりと調停の場で示して、そこで両親にお互いに考えてもらって、子ども

にとって一番いい交流の在り方を話し合ってもらい、落ち着きのいい結論を導くということになると思います。

委員： 一番いいと思ったのは、調停委員の方が本当に真摯に当事者の言い分を聞きとっていくというところですね。最近では、なかなか冷静に話をしてくれない方も多く、話をじっくり聞いてあげるといことも難しいと感じています。調停委員の方はどのような研修を行っているのかお聞かせいただきたい。

説明者： 本日、皆さんに見ていただいたDVDは、任命されたばかりの調停委員に見ていただくDVDですが、このようなDVDのほかに、年間四、五回、裁判所で主催する研修会、研究会等があり、その中で調査官が講師を務めて「聴く」ということについてお話しさせていただくこともあります。また、調停委員が自主的に勉強会を開くこともあります。

説明者： 最近では体験学習的な研修を取り入れているので、ロールプレイで対応が難しい当事者役を体験してもらって、当事者の視点に立った考えを学んでいただいています。

委員： 離婚した後に、子どものことや財産のことで話が違うということでもめてしまって調停になるケースもありますか。

説明者： はい、そういった調停もあります。例えば養育費を決める調停や財産分与を求める調停があります。調停をする場合、離婚する前と離婚後のどちらがよいということはありません。ただし、離婚の調停は、調停が不成立になると、その後は改めて訴訟を提起しなければなりません、養育費や財産分与を求める調停は、調停が不成立になると、その後は審判という手続に移行し、裁判所が養育費や財産分与の額を決める審判をすることになります。

委員： 離婚の調停などに、当事者の親が出てくるケースはありますか。

説明者： 調停期日に一緒について来られることはあります。その場合には、主役は親御さんではありませんよと説明させていただきます。ただし、例

えば病気の関係でうまく話せないとか、親御さんとの関係が離婚に密接に関係している場合などは、まれに参考に親御さんから話を聞くこともあります。

委員： 調査官の職務について、非常に大切で大変な仕事だと感じました。D  
VDの説明でお子さんとの人間関係を構築するところから始まるという  
ところに感銘しました。ただし、子どもは、小さくても自分の一言で親  
の運命が変わるということを分かっている、なかなか本当のことを言わ  
ないということもあると思います。それを調査するのは根気のいる仕事  
だと思いますが、一つの案件にどれくらいの時間をかけるのでしょうか。

説明者： 離婚調停だと、次回の期日までに調査をします。子どもの人数、年齢、  
当事者の協力状況、関係機関との接触の要否等で変わってきますが、1  
か月から1か月半くらいの間で調査することが多いと思います。

子どもが今までどれだけ紛争の渦中にあっただかによって、傷つき方も  
違いますし、ケースバイケースではありますが、子どもたちに、その一  
言によって物事が決まってしまうということを背負わせないことが必要  
です。

そのようなことに配慮しながら、今日どういう理由で話を聞きに来た  
のかということきちんと伝えて、「今日聞いた話は、あなたの気持ち  
としてお父さんとお母さんに伝えてもいいかな。」ということも確認し  
て対応しています。

委員： 私は民生委員として、生活保護を受給している生活困窮世帯も担当し  
ているのですが、実例として、子どもを離婚したお父さんに会わせ  
た際に、裏で高額な金品を与える等して子どもの気持ちが非常に動揺して  
しまい、うまくいかないというケースが多くあり、市の子ども保健部も苦  
労しているようです。そのような点についてお聞かせいただきたい。

説明者： 面会交流を円滑に進めるためには、約束事を設けることです。お金で  
子どもの歓心を買うような心配があれば、そういうことをしないように

調停の条項の中に盛り込んでしまうということもあります。

そういうところはお互いの信頼関係で、曖昧な条項にした方がうまくいくことが多いと思いますが、難しい当事者であれば細かく設定した方がいい場合もあります。

ただし、子どもが本当は何を求めているかをきちんと相手の親に伝えられれば、適切なプレゼントを与えることができるのです。本当は親同士の情報伝達の問題なんです。

委員： 調停委員の任期について教えてください。

説明者： 任期は2年ですが、再任されることもあります。続けて再任される方も、70歳になった後の最終の任期満了の後には、原則として再任されないこととされています。

## 2 調停の利用しやすさについて

委員： 直接、家事の調停に関わる相談を受けたことはありませんが、まずは法テラスに相談するのではないのでしょうか。

委員： 民生委員としては、法テラスの利用はもちろんですが、つなぎ役としてあらゆるネットワークに目を配れるよう配慮しております。ただし、私達は専門家ではないので、深入りすることは避けてつなぎ役に徹することとしています。

委員： 法テラスで受ける相談も、弁護士事務所で受ける相談も、離婚の相談は多いと思います。ただし、調停の場合は、DVがあったり争いが深刻な場合でない限り、まずは自分で調停をしてみたいかがですかとアドバイスすることが多いと思います。

それで裁判所に行って、自分でできなくて困ったということは聞いたことがないので、裁判所の受付の方が御苦労されてうまくやられているのだと思います。

要望が二つあります。一つ目は期日の入れ方についてです。調停の相手方に送られてきた期日通知書に同封されている回答書の提出期限が、

手元に届いてから1週間後で、期日も2週間後でした。もともと弁護士に相談している方でない限り、弁護士を探してるだけで1週間たってしまうことが多いと思います。もう少し、余裕を持って期日を入れていただけないでしょうか。

二つ目の要望は、DV等、深刻な対立のある調停では、トイレが1箇所だと鉢合わせする危険性があり、これを回避するには待合室の階を別にさせていただくことが必要だと思っております。ただし、これについては先ほどの説明の中で考慮していただいているというお話があったので、是非、今後もお願いしたいと思えます。

また、提案が二つあります。一つ目は利用者の声の集め方ですが、弁護士が、手続が終わった後に裁判所の調停が利用しやすかったですかということを依頼者に聞くことはないと思えます。やはり、裁判所から直接利用者の方にアンケートのようなものを実施するのが一番利用者の声を集められると思えます。例えば、申立書の余白等を利用してできないでしょうか。

二つ目の提案は待合室についてです。待合室にいる方は、だいたい無言で手持ち無沙汰にしている方が多いです。テレビがあるようなので、手続説明ビデオを映しておくのはどうでしょうか。それが難しいようならDVDの一覧を置いて、その場で自由に入れ替えて見られたり、受付に行って借りてくることができるようにすると、待ち時間を有効に使えるのではないのでしょうか。また、手続説明のパンフレットは待合室に置いてもいいと思いました。

説明者： 調停の期日は、申立ての三、四週間後と、ある程度余裕を持って指定するのが通常ですが、受け取った方が短く感じてしまうこともあるかもしれません。

DV等の情報を事前にいただければ、当事者が鉢合わせ等しないよう、調停室や待合室の階を変える等の対応は今までも行ってきており、今後

も事前情報に接した場合は同様に対応させていただきます。

待合室のDVDについては、御提案を受けて工夫させていただきます。  
また、パンフレットは少しですが既に置いております。ただし、少し見つけづらいようですので、改善させていただきます。

### 3 家庭裁判所調査官の職務、役割について

委員長： 調停のポイントはよく聞いてあげることであり、これは調停委員も調査官も同じです。当事者の方が自分の気持ちが十分に伝わったと感じていただければ、問題の解決に向けて次に進みやすいのではないのでしょうか。この点については時間をかけて取り組んでおります。

委員： 学校では、生徒に非行事件があったときに、調査官に来ていただくことがあります。その際も非常に親身になって生徒の将来のことを考えていただいています。学校の様子、家庭の様子を聞き取るだけでなく、学校として子どもたちにどう接していけばよいかについてもじっくりと聞いていただいています。何人かの調査官の方と直接お話しさせていただく機会がありましたが、どなたも家庭訪問を頻繁にさせていただいて、親身に相談に乗っていただきました。

中学校カウンセラー会というものがあります。これは市内全中学校の代表と釧路町の大きな学校十六、七名の代表が集まって、学校の情報交換や事例研究を行っています。可能であればこのカウンセラー会に講師として調査官の方に御参加いただけないでしょうか。

委員長： 学校の先生方は、児童心理等について必ずしも専門家でない方も多いでしょうし、日々難しい問題を抱えていらっしゃると思います。少年たちとの接し方等一般的なところで、学校の先生方と調査官が意見交換できる機会が設けられれば非常によいことだと思います。裁判所としても、調査官の出前講義や研修会でのパネラー参加等、前向きに検討させていただきます。

委員： 調停委員の方の出張相談は行っていますか。裁判所は敷居が高いイメ

ージがあるので、養育費の支払について等、泣き寝入りしている方も多  
いと思います。例えば市役所のロビー等で定期的に相談できる窓口があ  
ると相談しやすいと思いました。

説明者： 調停協会が主催して、年に一、二回、出張で無料相談をしています。  
内容としては裁判所での手続案内に準じたものですが、ある程度具体的  
なお話も伺っています。

委員長： 出張相談会の充実についても検討させていただき、調停協会へも希望  
を伝えたいと思います。

以 上